

会 議 録

(文責：森山)

会議の 名称	第4回 那珂川市都市計画マスタープラン策定委員会		
開催日時	令和2年7月30日(木) 19:00~20:30	開催場所	那珂川市保健センター 1階
出席者	<p>1. 委員</p> <p>第1号委員：中村委員</p> <p>第2号委員：谷川委員、大橋委員、小川委員、比嘉委員、工藤委員、築地委員</p> <p>第3号委員：田上委員、成田委員、三谷委員、阿河委員、結城委員、木藤委員</p> <p>第4号委員：上野委員、木村委員</p> <p>※欠席：松村委員(第1号委員)</p> <p>※代理出席：龍氏(松村委員の代理)</p> <p>2. 事務局</p> <p>桐谷都市計画課長、岩橋土地活用・計画担当係長、栗田、森山</p> <p>3. その他</p> <p>(株)玉野総合コンサルタント 2名</p>		
配布資料	<p>次第</p> <p>資料1 全体構想の案について</p> <p>資料2 地域別構想の見直しの方針について</p>		
公開区分	開示 ・ 一部開示 ・ 非開示		
<p>議題及び審議の内容</p> <p>1. 開会</p> <p>事務局：第4回那珂川市都市計画マスタープラン策定委員会を開会する。</p> <p>2. 委員紹介</p> <p>&lt;人事異動により新規に着任した委員について紹介&gt;</p> <p>3. 議事</p> <p>&lt;事務局より、資料1について説明&gt;</p> <p>委員：P7について、本文中は「インクルーシブなまちづくり」となっているところ、脚注は「インクルーシブデザイン」となっているので、統一すべき。また、P26について、那珂川遊歩道整備基本構想の地図が見づらいので、配置を工夫してほしい。</p> <p>事務局：P7については修正する。P26について、コラムや写真などは今後随時挿入する予定なので、見やすいよう調整する。</p> <p>委員：本文中の赤字と黒字の違いはなにか。</p>			

事務局：現行の都市マスにない表現を赤字で示している。

委員：P6に「本市の人口は、市推計によると今後は微増傾向」とあるが、社人研の推計ではなく市推計を採用している理由を教えてください。現在の記述だと、自然に人口が増えるように読める。

事務局：P8に、社人研推計と市推計の2つの推計を掲載している。社人研推計は、現在までの傾向のまま人口が推移すると仮定した場合に平成27年までの国勢調査から推計される数値である。なお、令和2年国勢調査後の推計では上方修正される見込みであると聞いている。

一方、市推計は、P8の脚注に示すとおり本市の人口ビジョンによる推計値である。この推計値は、新市街地整備や移住・定住促進事業などの施策を行った場合に見込まれる人口を示した目標値である。都市マスにおいても人口ビジョンに示した人口を達成するために新市街地の創出等の施策を位置付けていることから、市推計を将来人口フレームとして採用している。

委員：人口ビジョンの数値に関する説明をP6に追記したほうが良い。

会長：「市推計」という表現について、「今後実施する予定の施策の効果等を鑑みた場合の推計」等の説明を加えるなど、検討してほしい。

委員：P16の「複合市街地」という表現について、どのような用途地域が設定されているか教えてください。

事務局：P17の図に「複合市街地」と示した地域のうち、幹線道路沿いについては第一種住居地域が設定されており、住宅に加えて中規模の店舗や事務所などが立地できる。また、幹線道路沿い以外の部分については、第一種中高層住居専用地域や第二種低層住居専用地域が設定されている。いずれも、住宅を中心に小規模の店舗など生活利便施設が立地できる地域である。本市の市街地の中心部にあたることから、住宅だけでなく商業・業務・医療・文化などの都市機能が立地するべきと考え、「複合市街地」としている。

委員：「住居系」という用途のなかに「複合市街地」という区分があることに違和感がある。

P17の図について、主な河川の色と工業地の色が同系色で見づらいので修正してほしい。

また、「新市街地検討区域」について、道善・恵子地区については土地区画整理事業の準備が進んでいるという説明があったので、他の2つの検討区域とは違う示し方をすべき。

事務局：「新市街地検討区域」は現在全て市街化調整区域であり、道善・恵子地

区については令和3年4月に市街化区域編入を予定している。都市マスの告示は令和3年3月を予定しているため、順番が前後する部分はあるが、道善・恵子地区の位置付けについては検討したい。

委員：P18について、「敷地面積の最低限度の制限や建築形態規制などの都市計画の見直しを検討する」とあるが、具体的な予定はあるのか。

事務局：具体的な予定はないが、地域の意見等を聴きつつ検討していきたいと考えている。低層住宅地における制限について見直しのご意見をいただくことが多いので、今後検討の余地があると考えている。

過去の見直し事例を挙げると、片縄・恵子地区の第一種低層住居専用地域について、容積率の上限を60%としていたが、敷地が狭い住宅が多く二世帯住宅などある程度の規模の住宅を建てられないという課題があったため、平成28年度に容積率の上限を80%に緩和した。

委員：P20について、渋滞緩和の取り組みが必要なのは主にどの路線か。

事務局：野多目方面に向かう路線や、やよい坂方面に向かう路線、フォレストシティ方面に向かう路線などを指している。

委員：P22の幹線道路等の整備方針について、「隣接する自治体と連携し、渋滞の緩和に取り組む」という項目だけP21の図に具体的な箇所が明示されていないので、表現を整理してほしい。

同じくP22について、「災害予防のための整備」とあるが、具体的にはどのようなことを指しているのか。

事務局：道路整備と併せて適切な雨水排水設備の整備を行うことや、豪雨災害に強い舗装を採用することなどを指している。

委員：具体的に記載したほうがわかりやすいと思う。

P23の公共交通の整備方針について、公共交通網形成計画の内容とは整合しているか。また、前回の会議でJR博多南駅周辺の送迎車による混雑を指摘されていたが、対策は都市マスに記載しないのか。

事務局：主に網計画に記載されている内容を都市マスに記載している。JR博多南駅周辺については、P23の交通結節点の整備方針に記載している。前回の会議でお答えしたとおり、具体的な事業はまだないが課題は認識しており、今後対策を検討する必要があると考えている。

委員：P30について、「景観計画の策定や景観条例の制定に努め」とあるが、取り組みの予定があるなら「景観計画の策定により良好な景観形成に取り組む」等の

表現にしたほうが良いのでは。

事務局：まだ景観行政団体への移行ができていないので具体的な取り組みは書きづらいが、ぜひ取り組みたいと考えている部分なので表現については検討したい。

委員：P33 について、近年の豪雨災害の激甚化を受けて都市再生特別措置法が改正され、立地適正化計画に防災指針を盛り込むことが必須になった。都市マスでも防災に関する内容の充実を検討したほうが良いのでは。

事務局：防災に関する内容を充実させることは重要だと認識しているが、都市マスにどのような形で記載するべきか迷っているところである。県内で先進的な事例があれば教えてほしい。

委員：県内では久留米市がモデル都市として様々な取り組みを行っているので、参照されたい。県の担当者にもぜひ相談してほしい。  
また、前回の会議で那珂川の治水対策に関する記述を充実するよう意見が出ていたので、検討してほしい。

委員：都市マスに記載するべきことかわからないが、昨今の新型コロナウイルス感染症などへの対応や情報災害への対応なども記載できたら良いと思う。

事務局：都市マスの上位計画である総合計画を同時期に策定する予定なので、総合計画にそのような視点をいれることを担当課に提案する。

委員：P18「敷地面積の最低限度の制限や建築形態規制などの都市計画の見直し」について、王塚台はもともと敷地が広い住宅が多く、ゆとりある住宅地が形成されている。ところが、最近では敷地を2つに分けて敷地面積の下限である50坪ぎりぎりの敷地に建築される住宅が増えてきている。さらに制限を厳しくし、最低敷地面積を例えば70坪以上とすることで、良い住宅地を守ることができると思う。

事務局：地区の特性に応じて検討しなければならない課題だと考えており、主に地域別構想において検討したい。

会長：最低敷地面積の制限については、建築協定や地区計画などいろいろな手法があり、事例もたくさんあるが、実際の運用については様々な課題もあり、一概に規制をかけることが良いわけではないとの指摘もある。地域別構想において地区の特性に合わせて検討していくのが良いと思う。

委員：P31 について、居心地がよく歩きたくなる市街地空間の形成という方針はとても良いと思うが、JR博多南駅周辺や道善・恵子地区の新市街地など、各ス

ポットについても景観形成の方針を示してはどうか。

事務局：道善・恵子地区の新市街地については、P31 に記載しているとおおり、開発事業者等と協議して協定の締結などを図る予定である。また、JR博多南駅周辺については、新市街地と異なり一斉にまちなみが変わるわけではないので方針を示しづらいが、駅ビルで活動されている方の意見なども聞きつつ検討していきたいと考えており、都市マスへの記載についても検討したい。

委員：P35 に示されている指定避難所について、公共施設をそのまま指定しているだけのように見えるが、なにか指定の方針などはあるのか。川のそばに避難所が設けられていたり、避難所があまりない地区があったりなど課題があるように思う。

事務局：市の総合防災マップに記載されている指定避難所を記載している。また、新しい防災拠点として総合運動公園の整備を予定しており、併せてアクセス道路などについても整備を検討する予定である。既存の防災拠点である梶原運動広場と併せて活用することで、市内各地から川をまたがずに防災拠点へアクセスできるようになると考えている。

委員：防災に関連して、市役所周辺は浸水想定区域になっている。P12 をみると市役所周辺は行政・福祉拠点に位置付けられているが、防災拠点には位置付けられていない。拠点として設定するなら浸水対策が必須だと思う。特に近年の豪雨災害の激甚化を考えると、検討が必要である。

事務局：水防法の改正により、100年に1度の大雨が降った場合と1000年に1度の大雨が降った場合の2つのパターンについて浸水想定区域を設定することが義務付けられ、本市においても2種類のハザードマップを作成している。現在、福岡県により実施されている那珂川の改修事業をはじめとするハード整備によって、100年に1度の大雨が降った場合については、市役所周辺に激しい浸水は起こらない想定である。しかし、1000年に1度の大雨が降った場合については、ハード整備だけでは対応しきれないことが想定されており、地区別防災カルテの作成や避難訓練の実施などのソフト対策により対応していく方針である。

会長：市役所周辺のエリアが防災拠点として設定されていないことについての説明は。

事務局：平成21年の災害時には市役所周辺で浸水の被害があったのは記憶に新しいところである。先ほど説明したとおおり、1000年に1度の大雨が降った場合には被害は避けられないと想定されるため、防災拠点としての機能を市民体育館に移すといったソフト対策も検討しているところである。

委員：浸水リスクがある西隈地区が新市街地として設定されているため、河川の対策工事など浸水リスクを低減するための施策について記載する必要があると思う。

事務局：記載について検討する。

委員：想定されている浸水リスクは不十分だと思う。市役所が移転しないのであれば、移転しなくても防災拠点として機能するような整備を行うべきである。市役所の1階が最近リニューアルされたが、浸水してしまうのでは意味がないので、お金の使い方を考えるべきだと思う。

事務局：1000年に1度の大雨が降った場合には、市街化区域のうちかなりの部分が浸水することが想定されている。ハード整備によりすべての浸水想定区域をなくすことは現実的ではないので、ソフト対策と併せて防災対策を行っていく方針である。

<資料2について、事務局より説明>

委員：今後の地域活動についても、都市マスに示された区分で行うということか。

事務局：地域活動については、現在と同じく行政区の枠組みで行われると聞いている。今回資料2で示しているのは、都市マスにおいて地域別構想を検討するにあたり採用する地域区分の案である。

### 3. その他

- ・次回委員会は10月～11月開催予定。後日日程調整を行う。
- ・委員会の任期が8月末で満了となるため、改めて委嘱を行う予定。

### 4. 閉会

事務局：第4回那珂川市都市計画マスタープラン策定委員会を閉会する。

(終了)